

「光の道」構想に関する意見

意見提出元	九州通信ネットワーク株式会社
意見項目	意見内容
はじめに	<p>弊社は、昭和 62 年の設立以来、地域に根ざした通信事業者として、法人向けデータ通信をはじめ、コンシューマ向け光ブロードバンド、光電話などの通信サービスを提供してきました。</p> <p>なかでも、光ブロードバンドサービス“BBIQ”については、平成 14 年 4 月のサービス開始以来、逐次、提供エリア拡大やサービスの向上に努め、平成 21 年度末で 28.4 万のお客さまにサービスを提供しております。</p> <p>弊社は、今後とも、お客さまに満足して頂けるよう、サービスの充実、サービス品質の向上等に取り組むとともに、「光の道」構想の実現に向けて努力していく所存です。</p> <p>今回の意見募集に際しましては、自ら設備を構築しブロードバンドサービスを提供している地域の通信事業者の立場から、以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p>
1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約 10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。	<p>[未整備エリアにおける基盤整備の在り方について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「光の道」における基盤整備については、民間事業者間の公正な競争原理の下、民間事業者間で設備競争、多様なサービス競争を行いつつ、民間主導により進めるべきと考えます。 ○しかしながら、未整備エリアの多くは、離島や山間地域など民間事業者が採算を確保できない地域であり、民間事業者の自助努力のみでは「光の道」の整備を進めることが難しい状況です。 ○このため、未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、引き続き、IRUに基づく公設民営方式など、地方公共団体を通じた公的支援により進めていくことが適当と考えます。 ○なお、公的支援を最小限に抑えるためには、「幹線部分は公設により、引込線部分は民間事業者の負担により整備」することが、民間事業者の加入者獲得(利用率向上)インセンティブを高める観点からも有効と考えます。

2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。

[利用率向上について]

- 利用率の向上には、「低廉な料金でブロードバンドが利用可能であること」はもちろんですが、それ以上に「豊富なコンテンツ(アプリケーション)」を用いて、“必要性”や“利便性”を高めることが、より重要であると考えます。

例えば、

- ・携帯電話は、FTTH より料金が高いにもかかわらず、FTTH よりも広く普及している状況にあります。
- ・一方、ADSL は比較的安価であるものの、決して普及率が高いとは言えません。

- 必要性を高めるには、FTTH の特長であるブロードバンド(高速大容量)を活用した、医療・教育・行政等の分野における生活必需サービスの創出・提供が不可欠と考えます。

また、利便性を高めるには、地方自治体(役場)、学校、病院、図書館、公民館など人々が集積する公共拠点施設において住民が自由に利用できるなど、いつでもどこでも誰もが利用できることが大切であります。

さらに、公共アプリケーション利活用を阻害する各種規制を見直すなど、利活用を促進するための環境整備が必要と考えます。

<アプリケーション例>

医療分野(遠隔医療、電子カルテ)

教育分野(デジタル教科書、電子成績表)

行政分野(選挙投票の電子化、ワンストップ電子申請) など

[料金の低廉化について]

- 「低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化する」ことに関しては、地域の通信事業者は、既に、NTT 東西と競争状態にあります。
その競争状態の中、徹底したコスト低減を図りつつサービスを提供しており、今以上に極端に安価な料金で提供することは難しいと考えています。

[NTT の組織形態の在り方について]

- NTT の組織形態につきましては、「光の道」の整備の観点のみで議論すべきではなく、NTT 内の情報ファイアウォールの強化、強大な市場支配力に着目したドミナント規制のあり方などの課題を整理した上で、アクセス網保有部門のあり方を熟考すべきであります。
- また、アクセス網保有部門の再編を条件に、現在、事業運営が制限されている NTT グループ各社に対する規制の見直しについても、実施すべきでないと考えます。

	<p>○ NTT 組織形態につきましては、別の場で検討すべきと考えます。</p>
--	--